

IV 章

平時の活動



EARTH 訓練・研修会で講師を務める EARTH 員

1 防災に関するキャパシティ・ビルディング

- ☆ EARTHに求められるものは、防災教育における組織づくりと人材育成である。
- ☆ EARTHは防災教育のシステムづくりを支援する。

EARTHは、災害時には県内外並びに世界各地の被災地で、阪神・淡路大震災での経験と教訓を生かし学校の復興支援活動にあたるとともに、平時においては防災教育の研修会等で講師を務めたり、学校と地域、関係機関との連携を図ったりする等、防災教育の推進に努めている。

1 キャパシティ・ビルディングとは

国際援助活動や災害支援等でのキーワードのひとつとして、「キャパシティ・ビルディング」という支援の在り方がある。

支援といえば、目に見える「もの」を贈ったり造ったり、何らかの活動のための資金を提供したりすることが真っ先に思い浮かぶが、「キャパシティ・ビルディング」は、「もの」や資金を贈るというのではない。学校と地域の能力開発、言い換えれば組織づくりや人材育成を目的とした援助活動である。

2 EARTHの目指すもの

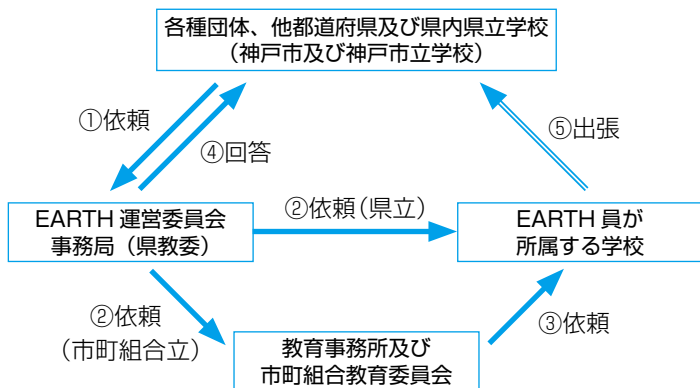
EARTHの活動は、兵庫県における教育の創造的復興のノウハウを基に、防災教育を含めた防災に関するキャパシティ・ビルディングに寄与していく自覚のもとに活動を展開する必要がある。具体的には、平時から学校や地域の防災教育の推進や防災体制充実への協力等が求められている。

こうした期待に応えるためにも、EARTH員は平時において、防災についての専門的知識と実践的対応能力の習得に継続して努めなければならない。

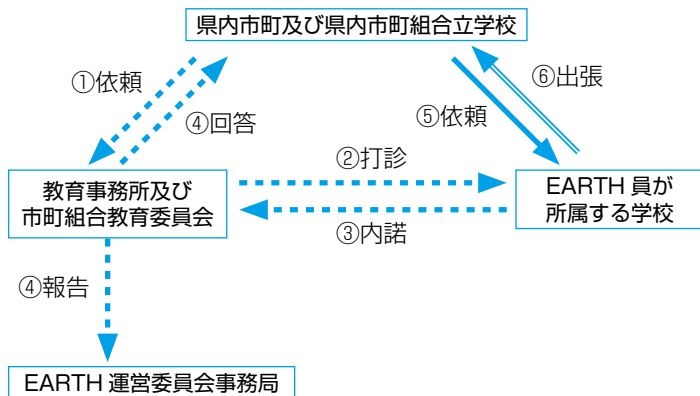
2 講師派遣

- ☆ 県内外の学校や地域の防災教育の推進に資するため派遣する。
- ☆ 各種団体、他都道府県及び兵庫県立学校からの要請の場合はEARTH運営委員会事務局が窓口となる。
- ☆ 県内市町及び県内市町組合立学校からの要請の場合は学校を所管する教育事務所が窓口となる。

1 各種団体、他都道府県及び兵庫県立学校からの要請の場合



2 県内市町及び県内市町組合立学校からの要請の場合



- ▶ 文書によるもの
-▶ 電話、FAX、メール等によるもの

3 EARTH 員のスキルアップ

☆ 養成段階（委嘱前）

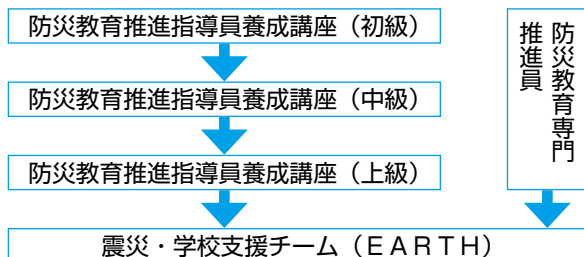
防災教育推進指導員養成講座（初級・中級・上級）

☆ EARTH 員のスキルアップ研修（委嘱後）

年間2回の訓練・研修会

- ・専門的知識の習得をめざす講座
- ・実践的対応能力の強化をめざす訓練

1 震災・学校支援チーム（EARTH）員になるには



※ 初級、中級、上級の各講座は2年以上かけて受講する。

※ 上級修了者又は防災教育専門推進員経験者の中から委嘱する。

2 防災教育推進指導員養成講座の主な内容

【初級】から【上級】まで下記の内容で養成を行う。

(1) 防災体制

- ① 危機管理・・・避難所運営方法、県の防災体制の理解、学校教育の早期再開の方法、避難所における食の支援方法
- ② 防災訓練・・・防災訓練の実践方法、救急救命法、自主防災組織の役割

(2) 防災教育

- ① 教材開発・・・副読本・学習資料等の活用、防災学習教材の開発・活用、防災教育推進上の工夫、各教科における防災教育
- ② 災害ボランティア活動・・・災害ボランティア基礎知識、実践発表、ボランティアコーディネーター基礎知識

(3) 心のケア・・・心のケア基礎知識、心のケア発展知識

3 EARTH 訓練・研修会の実施例 (平成 27 (2015) 年度)

第 1 回：主に専門的知識の習得を目指した講義・演習等

- ア 班及び地区の組織づくりと活動計画作成
- イ 講義 被災児童生徒等の心のケア
防災教育の実際
- ウ 演習 教職員の意識の向上を図る研修
- エ 講義 東日本大震災被災地支援報告
県外講師派遣報告（災害派遣活動報告）
- オ 討議 阪神・淡路大震災の語り継ぎ → P143 へ



第 1 回訓練・研修会

第 2 回：実践的対応能力の向上を図るための訓練
(県や市町主催の防災訓練への参加等)

- ア シミュレーションによる校内・校区安全確認訓練
- イ 学校教育早期再開に向けたシミュレーション
- ウ ストレスマネジメント技法による訓練とチェック
- エ 副読本、学習資料等を用いた防災教育
- オ 非常食炊き出しと食の指導訓練



第 2 回訓練・研修会

4 EARTH 員としての心構えと備え

1 心構え

- 1 普段から災害支援への心と体の準備をしておく。
- 2 勤務校で、派遣に備えての協力体制を整えておく。
- 3 勤務校で、専門性を活かし、防災教育・防災体制の充実に向け協力する。
- 4 個人装備として必要なものを準備しておく。
- 5 EARTH 員として活動する時に携帯する EARTH 員証及び EARTH ハンドブックや着用する帽子・ベストをいつでも取り出せるよう準備しておく。
- 6 県教育委員会の主催する EARTH の訓練・研修会には必ず参加する。
- 7 県や各分野の主管団体から案内する防災訓練や地域での自主防災活動にも積極的に参加する。
- 8 災害等の情報収集に努める。その際 EARTH 員用緊急連絡網を有効に活用する。
- 9 常に EARTH 員であることを忘れない。

2 情報取得、準備

- 1 地域の EARTH 員として

勤務先以外の避難所や避難経路についても知っておく必要がある。自宅・通勤路・職場などに分けて情報を確認する。

 - 避難所と避難経路の情報
 - ・自宅から避難所までの経路
 - ・通勤途中の避難経路
 - ・勤務地から避難所までの経路
 - ※ ハザードマップを活用する
 - 危険箇所・危険物質の情報（自宅、通勤路、職場）
 - 過去に発生した災害の情報
 - 地域の防災計画
- 2 災害情報の入手方法を知っておく

防災情報、防災計画に普段から関心を持ち、地域の訓練等に積極的に参加し最新の情報を入手しておく。

 - 様々な情報メディアからの情報把握方法
 - ・Web、テレビ、ラジオ、防災無線等
 - 消防・警察・保健所・市町村役所の連絡先・災害電話番号
 - Web・電話が不通になったときの防災情報入手方法
- 3 災害の特徴を知っておく

各種の災害についてその特徴を学び、対処方法を知っておく。

 - 地震、津波
 - 集中豪雨、火山噴火
 - 雪害

3 物品の備え

1 職場

- ・ライト、ペンライト（発電機付き、ソーラー発電）
- ・ジャージ、着替え下着 ・非常食、飲料水
- ・周辺の地図、ガイドマップ ・ティッシュペーパー
- ・絆創膏、ウェットティッシュ ・箸、スプーン、コップ

2 自宅

- ・非常食、非常用飲料 ・電源のいらない暖房
- ・毛布、衣類、手袋 ・バケツ ・非常持ち出し袋
- ・電池（サイズは各種） ・ろうそく、ライター
- ・紙コップ、紙皿、ラップフィルム ・長靴

3 通勤、移動時

- ・ライト、ペンライト（発電機付き、ソーラー発電）
- ・筆記用具 ・ハンカチ、ティッシュペーパー
- ・簡易食 ・地図、交通網等路線図
- ・帽子、手袋 ・EARTHハンドブック

EARTH 員証表面(見本)

EARTH No. _____	
Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo	
	EARTH 員証
	氏名 兵 庫 太 郎
	上記の者は、震災・学校支援チーム (EARTH) 員であることを証明する
	平成 年 月 日 兵庫県教育委員会
	印 

名刺(見本)

震災・学校支援チーム	
EARTH	
Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo	
兵 庫 太 郎	
Hyogo	Tarou
所属 兵庫県立〇〇高等学校	
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	
tel	078-341-〇〇〇〇
fax	078-362-〇〇〇〇

※ 万一、EARTH 員証や帽子・ベスト、ハンドブックを紛失した場合は、EARTH 運営委員会事務局（兵庫県教育委員会）まで連絡する。

5 「兵庫の防災教育」の推進

●(1) 防災教育指導計画の作成

- ☆ 実践の成果を点検評価し、指導計画に生かす。
- ☆ 防災教育の3原則を指導計画の中に入れる。
- ☆ 全領域で実施する。
- ☆ 地域との連携を心がける。
- ☆ 各学校の優れた指導計画を情報交換し共有する。

1 防災教育の3原則を指導計画の中に

(1) 知識（科学的な理解を深める）

- ① 自然環境・社会環境と防災の関係を学ぶ。
- ② 自然災害の種類と発生のメカニズムを学ぶ。
- ③ 地域の災害の歴史と対策を学ぶ。
- ④ 今後の防災体制を学ぶ。

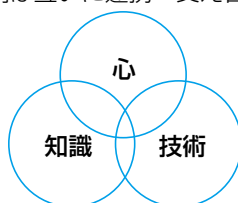
(2) 技術（かけがえない生命を守る）

- ① 災害発生時に身を守る方法を身に付ける。
- ② 応急処置や心肺蘇生法を身に付ける。
- ③ 家具の固定等、備えの技術を身に付ける。

(3) 心（人間としての在り方生き方を考える）

- ① 命を尊重する心を育てる。
- ② 人と人とのふれあいを大切にする心を育てる。
- ③ ボランティア活動に積極的に参加しようとする心を育てる。
- ④ 他者を思いやる心を育てる。
- ⑤ 郷土を愛する心を育てる。

＜3原則は互いに連携・支え合う＞



※ 「心」は、防災知識・防災行動について学ぶ中で、そこで活動する「人」をクローズアップし、助け合い・ボランティア・共生の視点で見つめることによって関連させることができる。

2 全領域における取組（例）

- (1) 各教科や総合的な学習の時間等の役割と関係の系統性に留意して防災教育を計画する。
- (2) 特別活動における避難訓練やボランティア活動等体験的な学習を取り入れた防災教育を計画する。

3 地域と連携した防災教育の計画（例）

- (1) 災害の地域特性（地域の自然環境、防災体制や災害の歴史）を学ぶ。
（例）山崎断層について学び、備えや適切な避難の仕方を学ぶ。
- (2) 人と人とのつながり（自主防災組織等とのつながり）を学ぶ。
（例）震災メモリアル行事を地域の人々、近隣の小中学校と合同で行う。
- (3) ボランティア体験活動を行う。
（例）ボランティア活動を通じて、災害時にどのような動きをすればよいかを考える。
被災者の話を聞く活動や復旧・復興のための支援を行う。

● (2) 防災教育副読本、資料等の活用

- ☆ 防災教育を進めていく副読本、資料等について情報収集し、地域の教職員にその情報を提供する。
- ☆ 各学校の校内研修会等で副読本等を活用したモデル授業を実施する。

1 「兵庫の防災教育」の目標と副読本「明日に生きる」の柱

「兵庫の防災教育」の目標	知：科学的な理解を深める	技：かけがえのない生命を守る	心：人間としての在り方生き方を考える
	災害の歴史と防災対策を理解し、自然環境、社会環境と防災との関係や自然災害の種類とメカニズム等を科学的に理解する。	建物の耐震補強や家具の固定、災害発生時の身の守り方、応急措置、心肺蘇生法、ストレスへの対応等の技術・技能を身に付ける。	生命の尊重や他者への思いやり、ふれあいを大切にする心、ボランティアに参加しようとする心、社会に貢献する心等を育成する。
副読本の柱	災害について知る		生き方を考える
	自分の身は自分で守る		
		共に生きる	
		心をケアする	
	公の助けを得る		

「学校防災マニュアル（平成 24 年度改訂版）」より



防災教育副読本「明日に生きる」
（兵庫県教育委員会 平成 24・25 年度改訂版）

2 「災害からいのちを守るために」の活用

※ 津波・洪水・土砂災害・ボランティア等も盛り込んだ学習資料



災害から命を守るために
(兵庫県教育委員会 平成 17 年度)

【参考】発達の段階に応じた防災教育の目標

1 小学校段階

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

2 中学校段階

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

3 高等学校段階

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

※ 障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開（文科省）」より

● (3) 地域素材を生かした防災教育の推進

☆ 地域素材によって子どもたちに自らの生活と災害を結びつけて考えさせる。

☆ 防災の視点で地域の「ひと・もの・こと」に目を向け、地域素材を発掘、活用し、地域へ学習成果を発信する。

1 教材化の観点

(1) 社会科的な観点

- ① 歴史的な観点：地域の災害の歴史やそれを克服してきた先人の知恵等
- ② 同時代の観点：市町の防災システム、安心・安全のまちづくり等

(2) 理科的な観点

地学的な観点：地域の地形や地質等

2 学習活動の手法

(1) 調べ学習

書籍・インターネット・取材・聞き取り等

(2) フィールドワーク

- ① 校区・地域の防災施設等の調査
- ② 校区・地域の地質、地形の調査
- ③ 校区・地域の災害の傷跡の調査等

(3) 地図を使った学習

- ① 災害図上訓練（D I G：Disaster Imagination Game）
- ② 防災安全マップ、ハザードマップ等

(4) 防災機関・社会教育施設等の活用

- ① 市町防災センター
- ② 広域の災害関係機関・施設（人と防災未来センター、兵庫県広域防災センター、北淡震災記念公園等）等

(5) 地域人材の活用

- ① 震災の経験（被災・ボランティア）の語り部
- ② 市町防災部局や消防署の職員
- ③ 自主防災組織の関係者・郷土史家
- ④ 防災士会等

(6) 地域への発信

(7) 校種間の連携

※ このような観点と手法の組み合わせ方を工夫することによって、地域素材の教材化に多様な可能性が広がってくる。

＜地域の素材を活用した防災教育実践例＞

校種	教科・領域	内 容
小	生 活	校区内の自分の好きなところや紹介したいところを見学し、紹介カード及び校区の地図を作る。その中で、学校や公園等が地震の時の避難場所であること等関連施設について知る。
	社 会	校区巡りの学習で、防災施設等を知り、安全な暮らしを守る仕組みについて考える。
	特別活動	活断層である山崎断層について理解させ、地震が起きたときの備えや適切な避難の仕方について考える。
	理 科	校区の川の様子を見つめ、過去の川の災害について聞き取り調査等をして、防災対策がなされていることに気づく。
中	道 徳	過去の災害の教訓が生きたことや、住民の連携について学び、防災意識を育てる。
	特別活動	ボランティア活動により、日頃から地域住民、とりわけ高齢者とのふれあいを持たせ、災害時に中学生がどのような動きをすれば良いのかを考える。
	総合的な学習の時間	職場体験学習を通して、各事業所等の地域社会における災害への備えについて理解する。
高	特別活動	地殻の変動の例として兵庫県南部地震を取り上げる。導入として阪神・淡路大震災直後の様子等を映像で見せる。また実習として、兵庫県南部地震の震源の分布を調べた断面図の模型を作成する。
	特別活動	1.17 震災メモリアル行事を地域の人々、近隣の小・中学校と合同で行う。
	総合的な学習の時間	災害の未然防止や個人の防災対策、地域の防災計画、ボランティア活動等地域の防災について班で調べる。
特支	特別活動	住んでいる地域で過去に起こった地震災害の様子を調べ、地震に備えて準備することや連絡方法等家族でどのような話し合いをすればよいかを考える。
	特別活動	縦割りグループで協力して避難し、地域の人々と交流を図りながら防災に関する意識を高める。

「震災を越えて」・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む
防災教育の展開（文科省）」より

● (4) ボランティア活動

- ☆ 子どもたちが主体的に活動できるよう工夫する。
- ☆ 人と人とのつながり、感謝する心や思いやりを大切にする
共生の心を育む。

1 ボランティア活動を行うにあたっての留意点

- (1) 自分の生き方に反映させる。
- (2) ボランティア以外の活動にも発展させる。
- (3) 相手や関係機関等と十分に協議し、「自己完結型」で無理のない活動内容とする。
- (4) 事前に地域の理解と協力を図る活動プログラム（内容や時間・場所等）とする。

2 実践活動例

- (1) 小・中学校で地域と連携した活動を行う。
 - ① ボランティア委員会として活動する。
 - ② 地域の「安全マップ」を作る。
 - ③ 校区内の老人会や青少年育成関係団体と連携したふれあい交流や広報活動を行う。
 - ④ 地域のまつりやイベントの企画運営へ参画する。
- (2) 高等学校におけるボランティア教育を推進する。
 - ※ 高等学校の教科・科目に「ボランティア実践」を設置、教育課程に位置づけた取組が広がった。
 - ① 福祉の制度や現状と課題、ボランティアの意義等ボランティア活動についての理解を深める。
 - ② 地域の高齢者施設、養護施設・特別支援学校、保育施設等への訪問、交流を図る。
 - ③ 災害ボランティア活動へ参加する。



高校生による東日本大震災被災地支援活動

(3) その他

- ① 文化祭での模擬店等の売上金を義援金として寄付する。
- ② 被災地児童生徒を地域のまつりへ招待する。 等

● (5) 心のケアへの理解について

☆ 子どもに寄り添い、注意深く観察しながら、いつでも相談に乗れる人間関係を築く。

☆ コーディネーターとなり教育的配慮を必要とする児童生徒をチームでケアするシステムを構築する。

1 教職員による心のケアについて

- (1) カウンセリングマインド等、教職員に求められる基本的な資質を再認識する。
- (2) 震災による児童生徒のさまざまな影響にどのように対応したかというノウハウを蓄積し、他の児童生徒の指導に生かしていく。【参考資料：災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修資料 等】
- (3) 児童生徒の心のケアでは、個別指導を行う一方で、授業等を通して学級全体に対して語りかける等、一般論として全体に伝える。

2 心のケアの校内体制の在り方

- (1) 養護教諭や学級担任、部活動の顧問はもとより、スクールカウンセラー、保護者、関係機関や専門医との連携によるチームで教育的配慮を必要とする児童生徒をケアする体制を構築する。
- (2) 心のケア対策委員会等を設置し、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、各学年代表、養護教諭等を中心に、情報交換、分析、対応の検討等を行い、職員会議等を通じて教職員の共通理解を図り、学校全体で取り組む。
- (3) 校内研修においては、事例研修を通して児童生徒への働きかけやそれによる変容等について研修を深め、教職員が多様な視点から児童生徒を理解しようとする意識を高める。
- (4) 心のケアは長期的支援が必要なので、進級・進学時に心のケアを必要とする児童生徒の状況やどのようなケアをしてきたかが分かるよう引き継ぎをする。

3 教職員のメンタルヘルス

平素から、教職員が相互に支えあえるような職場環境づくりに配慮する必要がある。

● (6) 食を通じた防災学習

- ☆ 食育のひとつに震災で学んだ「食」の大切さの伝承を取り入れる。
- ☆ 給食や非常食づくりを通じて震災の教訓を学ぶ。

1 「食」の大切さの伝承

災害時のさまざまな「食」の体験を通して学んだ「食」の大切さを伝承して行くため、災害時の「食」の大切さを食育の中に位置づける。

- (1) 防災訓練と同時に備蓄用食品、おにぎりとお汁だけの簡易給食等、災害時の食事を体験させる「防災給食」等を実施する。
- (2) 自然学校等で自然の中にある食材、食器の工夫、廃棄物を減らす等、食に関する活動を実施する。
(例) 高校生等防災リーダー学習会において、災害時の炊出し体験を実施



過去の災害時の食料事情の伝承

2 給食や非常食づくりを通じた防災学習

- (1) 災害時のライフライン途絶を想定し、身の回りにあるものを利用した調理方法を学ぶ。
- (2) 災害時における食事確保の重要性を学ぶ。
 - ※ 日頃から食の大切さについて、教職員でも研修を行う。
 - ※ 避難所になった際に備え、学校単位でできる食品の備蓄などについての検討が必要。



防災給食



災害時における非常食づくり

6 防災体制の充実

● (1) 開放施設の明確化と開放順位の設定

- ☆ 鍵の管理について市町防災部局等と事前調整を行う。
- ☆ 管理運営上必要な場所は非開放とする。
- ☆ 開放順位をあらかじめ決定しておく。

1 開放施設の明確化

- (1) 避難所として開放する施設は学校再開を前提に設定する。
- (2) 大規模災害が発生すると指定の有無にかかわらず学校は緊急の避難所になる。
- (3) 不測の事態にも柔軟に対応できるよう体制の整備を図る。
- (4) 学校の教育活動への影響を最小限にして、教育再開を早期に実現することで、児童生徒を混乱から守る。
- (5) 校長室や職員室、事務室、保健室等管理運営上必要な場所は非開放施設とする。
- (6) 運動場は緊急車両や救援物資搬入のスペースを確保する。
また、児童生徒が体を動かす（遊ぶ）スペースを確保し原則として自家用車の乗り入れは禁止とする。

2 開放順位の設定

- (1) 学校施設の被害状況の点検の後、避難場所として開放する。
- (2) あらかじめ開放順位が決定していると混乱にも対応可能である。
(例) ①運動場②体育館③教室④多目的教室
- (3) 休日や夜間の緊急の避難所開設に備え、管理職以外でも鍵を管理する体制を整えておくことも必要である。（近隣に居住する教職員等）また、事前に市町防災部局等の関係機関と調整を行う。

【参考】避難所の様子

阪神・淡路大震災時

震災直後、予想をはるかに超える避難者が殺到し、神戸市内では17校園で、ドアやガラスを壊して校舎内に入ったというケースが報告されている。当時、施設開放に対する備えをしていなかったため、職員室や校長室までが避難所となった。地震当日、教職員が学校に着いた時点で避難住民が居た場所は次のとおり。（神戸市内234校園の例）

1 運動場	68校園 (29.1%)
2 校舎内	53校園 (22.6%)
3 周辺道路・校園等	44校園 (18.8%)
4 その他	69校園 (29.5%)

学校施設の部屋割り（例）

- 1 学校の施設内の部屋割りのレイアウトを決めるときは、施設内で落ち着いた生活ができる環境づくりと管理のしやすさに留意する。
- 2 ●印のついたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。
- 3 避難者数との関係で、必ずしも必要な空間をすべて確保できるとは限らない。
※ 緊急度 A→B→Cの順に開放する。
※ 時間の経過に合わせ避難者が減ってきた段階で共有部分を増やすようにする。

部屋名・設置場所		緊急度	部屋割りの考え方
●立ち入り禁止（非開放）区域		A	学校の管理運営に必要な職員室、校長室、事務室、給食室等および危険物がある理科室等は、立ち入り禁止（非開放）区域とする。また普通教室も原則非開放とする。
●第1次避難スペース		A	体育館等広いスペースを活用し、入口付近に避難所受付を設ける。 ※ 町内会・自治会単位の入居が望ましい。
第2次避難スペース		A	福祉避難スペースとして、災害時要援護者には、和室や静かな場所等を開放して入居してもらう。また大勢の人と一緒に場合は、トイレに近い場所を提供する等配慮する。 ※ 学校再開にあたって授業への影響のない教室等を活用する。
共有空間	●運営本部室	A	市町担当者と学校の教職員のみが使用する避難所の対策本部用の部屋として使用する。 ※ 学校の業務に影響が出ないように専用電話を設置してもらう。
	●運営会議室	A	市町担当者、教職員、避難者で組織する運営委員、ボランティア代表等で行う会議用の部屋として使用する。
	●総合受付	A	正面玄関近く等、わかりやすい場所にテーブルを置く。
	●物資置き場	A	外部からトラック等が入りやすい場所に設置する。 ※ 状況に応じて野外にテントを張ることもある。
	●医務室	A	保健室を活用する。 ※ 近くに休憩室が設けられることが望ましい

共有空間	●女性専用スペース	A	更衣や授乳場所としても利用できるよう部屋を確保する。居住空間の近くが望ましい。 ※ 体育館内の小部屋を利用しているケースが多い。
	情報掲示板	A	正面玄関近くの壁面を利用して避難者に情報を提供する。
	ペット飼育スペース	A	鳴き声等の関係から校舎から離れたグラウンドの一角に設置する。 ※ できれば雨があたらない場所。
	仮設トイレ	A	校舎の近くであまり目につかない野外の場所で、バキュームカーが入れる場所、できれば清掃用の水が近くにある場所に設置する。 ※ 夜間使用のために仮設トイレへの照明の配線が必要。
	仮設電話	A	正面玄関近くに設置する。 ※ 校内放送設備がある場所の近く。校内放送をしないで伝言メモを避難者に渡す方法もある。
	ボランティア・ルーム	A	ボランティアが打ち合わせ等を行う場所として、できれば本部室の近くに設置する。
	配給所	B	救援物資等を配給する場所。物資置き場の近くで、配給時のみ一時的に廊下を使う方法もある。
	更衣室	B	居住空間の近くの部屋や仕切りで囲ったスペースを用意する。
	ゴミ置き場	B	居住スペースから離れた野外で設置。 ※ できれば雨のあたらない場所。清掃車との関係にも配慮して設置する。
	倉庫	B	避難スペース提供にあたって、教室の机、椅子の収納のための倉庫が必要である。 ※ 避難者が多い場合は、机や椅子は廊下に積み上げている例が多い。
	テレビ	B	避難者への情報提供等のために設置する。 ※ 体育館のステージ上に置くケースが多い。
	喫煙場所	B	屋外に設置する。 ※ 学校敷地内禁煙の場合は、学校外に設置を検討する。

共有空間	調理室	C	炊き出しをする場所として設置する。 ※ 施設内、あるいは野外の水道や排水設備のある場所にする。
	食堂	C	外部から物資を搬入しやすい場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	談話室	C	騒音等の関係から避難スペースから少し離れた場所に設置する。 ※ 消灯後の利用も前提にする。
	洗濯場・物干し場	C	屋外の給排水のある場所に設置する。 ※ プールの近く等が考えられる。 女性専用物干し場（室内）を確保する。 干し場としては屋上も検討する。
	学習室	C	居住空間に隣接した場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	パソコンスペース	C	避難者がインターネット利用のために設置されることがある。教室あるいは廊下等、通行に邪魔にならない場所でスペースに余裕があれば設ける。
	携帯電話、スマートフォン等充電スペース	C	※ スペースに余裕があれば設ける ※ 電源の確保や共有スペースのルール作りが必要

「防災教育研修プログラム事例集」より（一部修正）

● (2) 避難所支援班の組織化と訓練

- ☆ 災害対応マニュアルに避難所支援班を位置づける。
- ☆ 避難所支援班による避難所開設訓練を実施する。

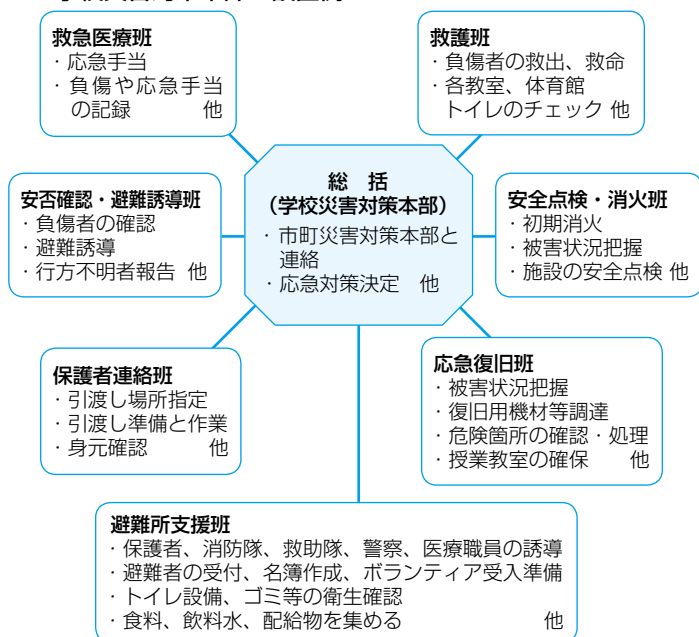
1 教職員による避難所支援班の組織化

- (1) 避難所運営は避難者の自治組織によるのが望ましい。
避難所の秩序を保てるようになるまで、時間が必要であり、教職員の支援は必要である。
- (2) 震災時市町の災害対策本部の設置は市町の責任である。
大規模災害時は担当職員の派遣に時間を要することもある。

2 教職員の避難所運営支援業務

- (1) 校長の職務命令により行う「職務」とすることが適当である。
- (2) 各市町の避難所運営マニュアルに基づき避難所開設訓練を実施する。

3 学校災害対策本部の設置例



「学校防災マニュアル」より

【参考】教職員が避難所支援にあたる場合の基本

- 1 避難所支援にあたる教職員を固定せず3人以上のチームを複数編成する。
- 2 避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルール等の決定事項を引き継ぐ。
 - (1) チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。
 - (2) 休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。
- 3 避難者による自主的な避難所運営ができるよう側面から支援する。
 - ・自治会等による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。

「学校防災マニュアル（平成24年度改訂版）」より（一部修正）

【参考】災害の種類に応じた避難行動

地震は突然激しい揺れに襲われ、この瞬間に多くの被害が一度に発生する。一方、水害や土砂災害は徐々に状況が悪化し、河川の氾濫や土砂災害が発生するまでは基本的に人的被害は発生しないという違いがある。

水害や土砂災害の場合、避難所への避難は激しい雨の中での避難になることが考えられるため、例えば避難者の受付場所を屋内にしたり、できるだけ早く開放区域に案内する等を心がける必要がある。

● (3) 災害対応マニュアルの整備改善

☆ 各学校の実態や地域の災害特性を踏まえて災害対応マニュアルを作成し、教職員に周知する。

☆ 訓練をととしてマニュアルを検証し、見直しをする。

1 災害対応マニュアルの作成

(1) 災害対応マニュアルでは

- ① 災害発生時に起こりうる可能な限りのケースを想定する。
- ② 児童生徒の安全確保のための行動をマニュアル化する。

(2) 作成にあたって

- ① 学校規模や立地条件、地域の災害特性等を勘案する。
- ② それぞれの学校において独自に作成する。

2 災害対応マニュアルの活用と整備

(1) 全ての教職員に配布し、研修等で内容を周知する。

(2) マニュアルに沿って防災訓練を実施する等、実際に活用することによって不備な点や使いにくい点が明らかになり、マニュアルの見直しにつながっていく。

＜活用例＞

① 校内の防災研修会での活用

マニュアル内容を点検し全ての教職員へ周知する。

② 防災訓練での活用

役割分担の明確化とマニュアルのチェックをする。

③ その他

- ・ 校内を巡視し、危険箇所の有無について確認し必要に応じ応急対応をする。
- ・ 大雨、台風等、事前に災害が予想される場合は、災害を想定した対応の事前確認をする。
- ・ 施設・設備の安全対策と薬品や備品等の管理方法・場所についての安全管理を徹底する。

3 災害対応マニュアルの不断の見直し

災害対応マニュアルは、最悪の事態を想定して課題を洗い出し、計画・実施・評価・改善を重ね、全ての教職員が評価・改善に関わり、共通理解しておく。

※ P D C Aサイクルにより見直しを随時行う。

＜見直しのポイント＞

- ① 市町村の地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性
- ② 役割分担の明確化、備品等の管理場所の変更及び連絡網の点検
- ③ 避難経路の見直し
- ④ シミュレーションや訓練による内容の見直し

● (4) 防災訓練の工夫改善

- ☆ 具体的かつ最悪のシナリオを想定する。
- ☆ 毎回想定を変えて実施する。
- ☆ 保護者、地域住民、関係機関と連携した訓練を行う。
- ☆ 訓練を検証、評価し、活かす。
 - 災害対応マニュアルの見直し
 - 避難所運営マニュアルの見直し

1 防災訓練見直しのポイント

- (1) 地域特性や学校の立地条件を考慮し、具体的な災害を想定する。
 - ① 埋立地、低地、海岸、崖下等…液状化、浸水、津波、崖崩れ、河川氾濫等
 - ② 工業地帯、市街地…爆発や火災等の二次災害の発生
- (2) 事前・事後指導を充実させる。
副読本、資料等で訓練に対する意識の高揚
- (3) 家庭・地域・関係機関と連携する。
近隣の学校、市町防災担当部局、地域住民、保護者、防災関係機関
- (4) 最悪のシナリオを具体的に想定する。
 - ① 停電、電話不通、校内使用不可の場所多数
 - ② 児童生徒、教職員に負傷者、管理職不在
- (5) 様々なケースでの災害発生を想定する。
登下校時、休憩時、特別活動時、放課後、天候の悪い場合等
- (6) 緊迫感や臨場感をもたせる。
消火栓、救助袋、担架、非常扉等の救急防災設備・用具の積極的活用、負傷者や行方不明者の設定
- (7) 訓練を検証・評価する。
 - ① ワークショップ等による防災（避難）訓練後の振り返り
 - ② 課題を踏まえたマニュアルの見直し、次回訓練等に活用

【参考】防災訓練の工夫例

- 1 災害が休み時間に発生したという想定にし、あらかじめ行方不明となる生徒を配置しておいて、安否確認が正確にできるかを訓練する。
- 2 廊下等に落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練する。
- 3 津波の被害が予想される学校は、ビル（タワー）への垂直避難だけでなく、近隣の学校や幼稚園等と合同で学校外の高台への避難を行う。
- 4 けがをした児童生徒の搬送訓練を取り入れる。
- 5 訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻は児童生徒はもとより教職員にも伏せておく。その際、訓練は各学校の「災害対応マニュアル」に則って実施することとし、改めて訓練実施の打ち合わせ資料を配付しない。
- 6 何名かの教職員を避難経路に配置し、避難誘導がスムーズに行っているかを評価する。

「学校防災マニュアル（平成24年度改訂版）」より

● (5) 施設・設備等の安全管理

- ☆ 備蓄品、鍵の管理等定期的に点検を実施する。
- ☆ 災害発生時の様々な被害を想定する。
- ☆ 危険箇所を予想し、対策を実施する。
- ☆ 計画的に安全対策を予算化する。

※ 平時から可能な限りの災害対策を講じておく。

※ 施設・設備等の安全点検を定期的に行うとともに、備品等の転倒・落下・移動防止の措置をとる。

1 施設・設備等の管理

- (1) テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒防止の対策を行う。
- (2) 救助袋、消火栓、消火器等の定期点検を行う。
- (3) 防災上必要な設備、器具等の配置図の掲示を行う。
- (4) 市町村防災部局等と防災倉庫（備蓄庫）の点検、備蓄品に関する協議を行う。

2 定期及び随時の安全点検の実施

- (1) 安全点検の実施計画を作成する。※チェック表の作成
- (2) 校区内の地形や地盤、学校の立地等の条件を検討し、災害発生時における被害等を想定した対策をたてておく。

3 避難経路の安全確認

- (1) 避難経路となる廊下、階段、出入り口等には、避難の障害となる戸棚、本棚等を置かない。
- (2) 複数の避難経路を設定し共通理解を図る。
- (3) 校内放送設備等が使用できない場合の避難誘導方法について共通理解を図る。

4 チェック表の作成

→ P154へ

定期的に安全点検を実施するために、災害対応マニュアルの中にチェック表を掲載し、点検箇所ごとに異常の有無・状態、対応等を記入する。

(1) 点検日の設定

学校行事日や防災訓練と併せて実施する等、年間計画を立てて実施する。

(2) 保護者等も交えた安全点検

児童生徒自身が自分の周りの危険箇所等について認識するとともに、自主防災組織、保護者と一緒になって防災マップの作成等に取り組む。

7 語り継ぐ ～講師派遣時に伝えた震災の教訓～

派遣日時：平成 15（2003）年 1 月 17 日

研修会名：大分県防災教育研修会

1 保護者から見た中学生の気になる様子

- ・ 2 年間くらいは寝入りばなに突然起きて泣き叫びながら走り回っていた。
- ・ 消防車のサイレンにおびえていた。
- ・ 毎晩うなされ、「早く逃げないと」と言って部屋の中を歩き回っていた。「心配ないから」と言って抱きしめることを繰り返すうちに、3 ヶ月ほどでおさまった。
- ・ 一人ぼっちになることを嫌がった。
- ・ 当時の全壊状態の様子や人々の様子を思い出しては落ち込み、涙を流していた。
- ・ 友達の死を知り、ショックから言葉がどもり、落ち着かない日々が続いた。
- ・ 震災当時、家が全焼したので、火事について敏感になっていた。消防の授業があった際に、強い拒否反応を示し、大泣きした。
- ・ 家が全壊になり、仮設住宅に移ったため、地元の学校に転校させたが、不登校になった。
- ・ 震災のストレス。過食症や肥満症となる子どもがいた。

2 保護者の思い

- ・ 子どもの同級生の死に直面し、自然の中で人は無力だと思い知らされた。
- ・ この震災を風化させることなく、後々までも語りついでほしい。時間の許す限り、震災のことを授業に取り入れてほしい。

3 学校の被害

- ・ 運動場は液状化が起こり、ぬかるみ状態になった。
- ・ 校舎には地震のすごさを物語る大きな亀裂が走っていた。

4 避難所となった学校

- ・ 神戸市立鷹取中学校や兵庫県立兵庫高校への避難者は、ピーク時には 2,000 人とも 3,000 人とも言われた。
- ・ 3 日目くらいまでは、多くの学校で避難所運営を何もかも教師がやっていた。

5 避難者名簿づくり

- ・学校は地震発生直後から半年以上の間、避難者の生活の場となったが、何もかもが混乱の中だったので、誰が避難してきているのか分からなかった。
- ・どの教室に誰がいるのかを確認して回った。
- ・体育館のような大きな場所はいくつかの区画に分けて番地をつけた。

6 救援物資

- ・救援物資は真夜中、早朝等、時間にお構いなしにどんどんやってくるし、その分配もしなければならなかった。
- ・人数分の物資がきちんと届くわけではないから、配分をめぐってトラブルの原因ともなった。

7 自治組織づくり

- ・避難者に呼びかけ、自治組織を作ってもらうことにした。
- ・管理職が各教室を回り、趣旨を説明して各部屋の代表者を決めてもらった。
- ・代表者の会を開き、「今後の避難所運営については、避難者の皆さん自身で行ってもらうこと」「私たち教職員はすみやかに学校再開への動きにつきたい」ことを伝え、理解を得た。
- ・これにより、救援物資の受け入れやゴミの処理の問題、トイレの問題等、避難者の自治組織によって避難所が運営されるようになった。このことで、教職員は生徒への対応にあたるできるようになった。
- ・多くの避難者は、教職員に対して好意的で、「早く子どもに学校を返してやらないといけないのに申し訳ない」という気持ちでいた。

8 安否確認

- ・動ける教職員で手分けをして徒歩、自転車、原付バイクで生徒の家を回って、安否確認を行っていった。

9 学校再開

- ・招集日に集まった生徒は、全校生の4分の1だった。
- ・学校再開にあたって、教室の数が足りず、教科書もノートもない状態であった。
- ・教材は手製のプリントを使い、筆記用具とノートは救援物資で賄った。

10 震災で学んだこと

- (1) 生きること（命）
 - ・身近な家族や友人の死をとおして生きることの大切さやどう生きるのかを思い知らされた。
- (2) 人間として在り方生き方

- ・震災直後、家族や友人との絆を確認し、近隣の人々との助け合いを経験し、全国から寄せられた暖かい支援を受けたことで、「人間としての在り方生き方」を学んだ。
- (3) 共生
 - ・「生きるとは生かされること」「人を助けるのは人しかいない」「困ったときはお互いさま」等、知らず知らずの間に「共生」の理念を学んだ。
- (4) ボランティア
 - ・子どもたちは、単に被災者として支援されるのではなく、それぞれ避難所となった学校の中で、ボランティアとしてその運営に関わるようになった。
 - ・不登校生が、ボランティアとして活躍した。授業中寝てばかりだった生徒や指導不服従だった生徒が、ボランティアとして生き生きと活動した例は枚挙にいとまがない。
 - ・学校生活の中に目標を見つけることができなかった子どもたちが、自分を生かせる場を発見した。
- (5) 地域の中の学校
 - ・震災は「地域の中での学校の在り方」について考える良い機会となり、学校が地域コミュニティの核であることを再認識することができた。
 - ・文字通り「地域に開かれた学校づくり」の絶好のチャンスとなった。

派遣日時：平成 17（2005）年 1 月 22 日～23 日

研修会名：新潟大学教育人間科学部講座「被災地における心のケア」

1 保護者から見た小学生の気になる様子

- ・夜眠れない。
- ・こわくてトイレのドアを閉めて入られない。
- ・大人のいない状況では落ち着きがない。
- ・少しの揺れで保護者にしがみつく。

2 5 年目までの小学生の様子

- ・2 ヶ月ほどの避難所生活の後、遠く離れた仮設住宅へ移る児童が増えてきた。
- ・このころから元気のない児童が目立ってきた。
- ・復興住宅ができて入居が始まったところに大きな問題が発生してきた。元の居住地域を離れ、見知らぬ土地の知らない者ばかりの復興住宅に入居した児童は、新しい生活、学校、教師、友人関係等環境に慣れるのが大変であった。
- ・震災の恐怖と闘いながら夜一人ぼっちで眠らなければならなかった児童もいた。そのことで親に心配をかけまいと我慢する子どももいた。
- ・そのために、学校においてやっと安心でき、眠ってしまう子どもも多くいた。
- ・深夜に保護者が帰宅して、やっと安心して眠るため、遅刻する子どもも多くいた。
- ・被害の少なかった地域の学校では、教職員の避難者への対応が早い時期になくなったため、授業や児童とのふれあい、保護者への対応ができ、児童との「心のふれあい」がもてた。

3 保護者の様子

- ・保護者とは避難所運営で協力しあった仲であったので、比較的教職員とコミュニケーションがとれていた。
- ・被災された保護者も生活環境が変わってきた。生活のために子どもを家に残して夜の仕事に出る保護者も多くなってきた。

4 教職員の取り組み

- ・児童が家庭環境等どのような背景を持ち、どのような被害にあったのか、できるだけ保護者の話を聞き、多くの情報を得るよう努力した。
- ・教育復興担当教員が配置されていたので、遅刻の子どもを迎えに行ったり、登校途中の元気のない児童への声掛け等を行

い対応していた。

- ・これらの取り組みは、児童の健康状態の観察、保護者とのコミュニケーション、保護者の状態（精神状態、経済状態、その他）も把握することができ、登校支援は有効な手段であった。
- ・これらから得た子どもたちに関する情報を、担任や学年、学校全体で共有することにより、子どもたちがトラブルを起こしたときも、トラブルを起こすに至った背景にも迫ることができた。

5 10年後の小学生の様子

- ・両親の喧嘩と離婚を経験している児童は大きなストレスを受けている。

6 10年後の保護者の様子

- ・生活環境の変化による離婚がみられ、一人親家庭が多い。
- ・母親が児童を学童保育等に預け、仕事をして生活費を稼いでいるケースが多い。
- ・今も被災後の苦しみを抱えている保護者がいる。保護者の苦しみはすぐに児童に反映される。

7 10年後の教師の関わりについて

- ・登校の様子、学校での様子、なにげない会話の中から出てきた本音等、担任に伝えることで、教師間のコミュニケーションをとるように努力している。
- ・情報の把握では、養護教諭の存在も大きなものがあつた。養護教諭は多くの保護者から信頼され、多くの情報を得ることができた。
- ・できるだけ校区に出向き、地域の方とコミュニケーションをとるように心がけることが大切である。
- ・地域の方から声を掛けてもらうようになれば、いろいろな情報も入ってきて、児童や保護者との関わりもスムーズに進む。
- ・児童期は保護者との関わりが大きい。保護者の問題が解決すると、児童の問題も解決することが多い。

派遣日時：平成 27（2015）年 8 月 19 日～21 日

研修会名：石巻市立万石浦中学校研修会

南三陸教育事務所防災教育研修会

女川中学校防災教育研修会

1 防災教育について

- ・防災知識（自然災害のメカニズム、歴史等）・防災リテラシー（災害発生時の行動等）・人としての在り方生き方の三つの柱を基軸に展開している。
- ・「明日に生きる」等の副読本の活用、阪神・淡路大震災の語り継ぎ等、各校の実情に合わせて防災教育を多彩に展開している。
- ・心のケアが必要な子どもたちがいる場合は、災害の映像を見せたり、防災に関する話をする時には事前に予告し、そのうえで、どうしても参加が無理な場合は別室で対応する等、無理をさせない。
- ・災害体験に伴うしんどさの克服のためには、災害体験といずれ向き合う必要があり、生徒の状況を見極めながらではあるが、防災教育を通じて震災に「向き合う場」を設定していくことも大切である。

2 児童生徒の心のケアについて

- ・阪神・淡路大震災後、地震の映像を見て突然パニックになる子ども等、今までになかったタイプの問題が多くみられるようになった。
- ・教育復興担当教員が配置され、児童・生徒の心のケアにあたるとともに、スクールカウンセラーも増員された。防災教育も、震災前から大きくシフトし、心のセルフケアをめざした内容を取り入れた。
- ・震災・学校支援チーム（EARTH）でも心のケア班を中心に、心のケアのあり方について研修・実践を行っている。
- ・強い恐怖や衝撃を受けた場合は、まずは落ち着ける環境づくり（別室への移動等）、「3つの言葉による3つの安心感」（もう危険な目には遭うことはないよ。あなたのそばには、いつも私がいますよ。恐怖やそれに伴う様々な行動は、誰にでも起きる正常な反応ですよ）を与えることが大切である。
- ・被災直後は、思いの表出を無理強いしない。ただし、いつでも話を聞くよ、という姿勢で臨む。必要に応じて専門機関につなぐことが必要である。

3 地域との連携について

- ・ 地域の方に語り部となってもらい、子どもたちに震災の教訓を伝え、引き渡し訓練時に自治会の協力を仰ぐ等の取組を行っている地域もあるが、地域によって差があるのも事実である。
- ・ 地域と連携するうえで留意すべき点としては、何を目指した連携なのか、合意形成が大前提。
- ・ 「命を守る」ために地域ができること、そのためにどのような役割が必要なのか、きちんと意思統一を図ることが大切である。
- ・ 児童生徒に対しても、地域のなかで自分をどう役立てればいいのか、考えさせることも重要である。



東日本大震災被災地支援活動でのグループ討議